

作成	交通局事業管理部	資料
提出	平成28年 4月28日	交 - 2
理由	参考資料として提出	

路面電車事業関係法令集

目 次

1	軌道法	1 頁
2	軌道法施行規則	1 頁
3	軌道運輸規程	3 頁
4	札幌市交通事業の設置等に関する条例	4 頁
5	札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	6 頁
6	札幌市電車乗車料金条例	8 頁
7	札幌市電車乗車料金条例施行規程	10 頁
8	札幌市乗継乗車料金規程	16 頁
9	札幌市 I C カード乗車券取扱規程	22 頁

平成28年4月

札幌市交通局

○軌道法（大正10年法律第76号）

第一条 本法ハ一般交通ノ用ニ供スル為敷設スル軌道ニ之ヲ適用ス

② 一般交通ノ用ニ供セサル軌道ニ関スル規定ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 軌道ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外之ヲ道路ニ敷設スヘシ

第三条 軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ経営セムトスル者ハ国土交通大臣ノ特許ヲ受クヘシ

第十一条 軌道経営者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金（国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク）並運轉速度及度数ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ

② 前項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ定メントスルトキハ国土交通大臣ニ届出ヅベシ

③ 国土交通大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ運賃、料金、運轉速度、度数又ハ發著時刻ノ変更ヲ命スルコトヲ得

第二十七条ノ二 国土交通大臣ハ左ノ処分等ヲ為サントスルトキハ運輸審議会ニ諮問スベシ

一 第三条ノ規定ニ依ル特許

二 第十一条第一項ノ規定ニ依ル運賃及料金ノ認可

三 第十一条第三項ノ規定ニ依ル運賃又ハ料金ノ変更ノ命令

四 第十六条第一項ノ規定ニ依ル軌道ノ讓渡又ハ事業ノ管理ノ委託若ハ受託ノ許可

五 第二十二條ノ規定ニ依ル軌道会社ノ合併又ハ分割ノ認可

六 第二十二條ノ二ノ規定ニ依ル運輸事業ノ休止又ハ廢止ノ許可

七 第二十六條ニ於テ読替ヘテ準用スル鉄道事業法第二十五條第三項ノ規定ニ依ル事業ノ管理ノ委託又ハ受託ノ許可ノ取消

八 第二十六條ニ於テ読替ヘテ準用スル鉄道事業法第五十六條の二ノ規定ニ依ル基本的ナル方針ノ策定

九 前條第一項ノ規定ニ依ル特許ノ取消

○軌道法施行規則（大正12年内務・鉄道省令）

〔旅客運賃の認可申請手続〕

第十九條 旅客運賃ノ認可申請書ニハ料制ニ在リテハ一料当ノ運賃、区間制ニ在リテハ区間ノ運賃、均一制ニ在リテハ均一運賃及運賃計算ノ方法ヲ記載シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スヘシ

② 前項ノ申請書ニハ料制及区間制ニ在リテハ実測換算中心料程表（第四号様式）營業料程表（第五号様式）及旅客運賃表（第六号様式）ヲ添附スヘシ

〔料金ノ認可申請手続〕

第二十一条 運輸ニ関スル料金（次項ニ規定スル料金ヲ除ク）ノ認可申請書ニハ其ノ種類及金額ヲ記載シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スヘシ

- ② 軌道法第十一条第一項ノ命令ヲ以テ定ムル料金ハ左ノ通りトス
 - 一 特別車両料金其ノ他ノ客車ノ特別ナル設備ノ利用ニ付テノ料金
 - 二 特別急行料金、急行料金其ノ他ノ運送ノ速達性ヲ役務ノ基本トスル料金
 - 三 座席指定料金其ノ他ノ座席ノ確保ニ係ル料金

③ 前項ニ規定スル料金ノ届書ニハ其ノ種類及金額ヲ記載シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ
〔旅客運賃等の変更の認可〕

第二十二条 旅客運賃若ハ荷物運賃又ハ運輸ニ関スル料金（前条第二項ニ規定スル料金ヲ除ク）ヲ変更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ノ認可ヲ受クベシ

- ② 前項ノ旅客運賃又ハ荷物運賃ノ変更認可申請書ニハ変更後ニ於ケル収支予算書ヲ添付スベシ
- ③ 前条第二項ニ規定スル料金ヲ変更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ニ届出ヅベシ
〔認可申請書の経由機関〕

第二十三条 前四条ノ認可申請書ハ所管地方運輸局長ヲ經由スヘシ
〔料金認可の地方運輸局長への委任〕

第二十三条ノ二 軌道法第十一条第一項ノ規定ニ依ル旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金ノ中左ニ掲グルモノノ認可並同条第二項ノ規定ニ依ル届出ノ受理ハ所管地方運輸局長ニ委任ス

- 一 年間ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金ノ収入額又ハ収入予想額（鉄道事業ヲ兼営スル軌道経営者ニ在リテハ鉄道事業ニ依ル年間ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金ノ収入額又ハ収入予想額ヲ加算シタル金額）三十億円ヲ基準トシテ国土交通大臣ガ告示デ定ムル事業者ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金
- 二 前号ニ掲グルモノノ外、普通旅客運賃、定期旅客運賃其ノ他ノ旅客ニ係ル基本的運賃（軽微ナルモノヲ除ク）ニ係ルモノ以外ノモノ
- 三 荷物運賃及荷物運輸ニ関スル料金

② 前項各号ニ掲グル運賃及運輸ニ関スル料金並第二十一条第二項各号ニ掲グル料金ニ関スル第十九条乃至第二十二条ノ規定ノ適用ニ付テハ第十九条乃至第二十二条中国土交通大臣トアルハ所管地方運輸局長トス

③ 第一項各号ニ掲グル運賃及運輸ニ関スル料金ニ関スル第十九条乃至第二十二条ノ認可申請書ニ付テハ第二十三条ノ規定ハ適用セズ

○軌道運輸規程（大正12年鉄道省令第4号）

第二条 運賃、料金其ノ他ノ運送条件ハ公告ヲ為シタル後ニ非サレハ之ヲ実施スルコトヲ得ス

② 運賃、料金其ノ他ノ運送条件ノ加重ヲ為サムトスル場合ニ於テハ前項ノ公告ハ七日以上之ヲ為スコトヲ要ス

第六条 軌道ハ旅客ノ同伴スル六年未満ノ小児ヲ旅客一人ニ付少ク共一人迄無賃ヲ以テ之ヲ運送スベシ

② 割引乗車券ヲ以テ乗車スル旅客又ハ乗車位置ノ指定ヲ為ス車両ニ乗車シ特ニ小児ノ為其ノ座席ヲ請求スル旅客ニ付テハ軌道ハ前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

③ 軌道ハ十二年未満ノ小児ヲ第一項ノ規定ニ依リ無賃ヲ以テ運送スルモノヲ除キ大人ノ運賃ノ半額ヲ以テ運送スベシ但シ主トシテ市街地内ノ運輸ヲ目的トスル軌道及均一運賃制ヲ採ル軌道ハ此ノ限ニ在ラズ

④ 前項ノ規定ニ依ル運賃二十円未満ノ端数アルトキハ軌道ノ定ムル所ニ依リ切上ゲ計算ヲ為スコトヲ得

○札幌市交通事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 53 号）

（交通事業の設置）

第 1 条 市民に対し、安全にして充実した交通機関を提供するため、軌道事業及び鉄道事業（以下「交通事業」という。）を設置する。

2 前項に掲げる事業は、その事業の区域内において、それぞれ当該事業に附帯する事業を行うことができる。

（経営の基本）

第 2 条 交通事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 軌道事業の区域は、札幌市の区域内とし、その運行路線の延長は、おおむね 9 キロメートルとする。

3 鉄道事業の区域は、札幌市の区域内とし、その運行路線の延長は、おおむね次のとおりとする。

(1) 南北線 15 キロメートル

(2) 東西線 21 キロメートル

(3) 東豊線 14 キロメートル

（組織）

第 3 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 7 条ただし書の規定に基づき、交通事業に管理者（以下「交通事業管理者」という。） 1 人を置く。

2 前項の規定による交通事業管理者の職名は、交通局長とする。

3 法第 14 条の規定に基づき、交通事業管理者の権限に属する事務を処理させるため、交通局を置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第 4 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない交通事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が 8,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1 件 15,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（業務状況説明書類の提出）

第 5 条 交通事業管理者は、交通事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
 - (2) 経理の状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、交通事業の経営状況を明らかにするため交通事業管理者が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、交通事業管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

○札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）

（この条例の目的）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、本市企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

（給料表）

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料月額、職務の級及び当該職務の級ごとの号俸を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号俸の数並びに各職務の級における最低の号俸の給料月額及び号俸間の給料月額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従つて定めなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年条例第48号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）に適用する給料表は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して定めるものとする。

（給与の減額）

第16条 職員が勤務しないときは、代休時間又は休日等である場合、休暇である場合その他その勤務しないことにつき正当な権限を有する者の承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障のあるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(非常勤職員の給与)

第17条 企業職員で、職員以外のものについては、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(施行細則)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

○札幌市電車乗車料金条例（昭和45年条例第34号）

（趣旨）

第1条 電車の乗車料金等に関して必要な事項は、この条例の定めるところによる。

（普通料金）

第2条 普通料金は、次の各号に定める金額の範囲内で交通事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

- (1) 大人（中学生以上の者をいう。以下同じ。） 1人1乗車170円
- (2) 小児（小学生以下の者をいう。以下同じ。） 1人1乗車90円

2 前項の規定にかかわらず、保護者が同伴する小学校入学前の年齢の者は、保護者1人につき1人に限り無料とする。

（特別料金）

第3条 特別料金は、次の表に定める金額の範囲内で管理者が定める。

種別		通用期間	金額
普通定期料金	通勤	1月	7,550円
		3月	21,520円
	通学（大人）	1月	5,250円
		3月	14,960円
	通学（小児）	1月	3,150円
		3月	8,970円
特殊定期料金		1月	普通定期料金（1月）の5割以内の額を割引した額
		3月	特殊定期料金（1月）の3倍の額から5分以内の額を割引した額
特殊料金			普通料金の5割以内の額を割引した額
カード乗車料金	普通		普通料金の額からその1割5分に相当する額を控除して得た額以上当該普通料金の額以下
	特殊		特殊料金の額からその1割5分に相当する額を控除して得た額以上当該特殊料金の額以下

2 前項の規定にかかわらず、乗継定期料金、貸切料金その他事業上特別の措置を必要とする場合の料金は、管理者が定める。

（乗車料金の割引等）

第4条 管理者は、事業上の必要その他特別の理由があると認める者に対しては、乗車料金を割引、又は無料とすることができる。

(定期券の発行)

第5条 定期料金で乗車する者には、定期券を発行する。

2 通勤定期券は、通勤等のため乗車する者に発行する。

3 通学定期券は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずる教育施設であつて管理者が定める施設に通学等をするため乗車する者に発行する。この場合において、普通定期料金の種別ごとの使用者の範囲は、管理者が定める。

4 特殊定期券は、次に掲げる者に発行する。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその同行の介護人

(2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者の判定を受け、療育手帳の交付を受けている者及びその同行の介護人

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設において養護、保護等を受けている者（前2号に該当する者を除く。）及びその同行の付添人

5 乗継定期券は、本市高速電車又は管理者が定める他の交通機関と電車とを乗り継ぐ者に発行する。

(カード乗車券等の発行)

第6条 カード乗車料金により乗車する者には、カード乗車券を発行する。

2 管理者は、事業上必要があると認めるときは、普通料金若しくは割引料金又は無料で乗車する者に対して乗車券を発行することができる。

(特殊料金等の適用範囲)

第7条 特殊料金は、第5条第4項各号に掲げる者に適用する。

2 特殊カード乗車料金は、前項に規定する者がカード乗車券を使用する場合に適用する。

(手数料)

第8条 管理者は、定期券の料金の払戻し又は書換えを行う場合は、1枚につき500円以内の手数料を徴収することができる。

(割増料金等)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては相当料金及びその2倍以内の割増料金を徴収することができる。

(1) 無効の定期券、カード乗車券又は乗車券により乗車した者

(2) 係員が行う検札を拒んだ者

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

○札幌市電車乗車料金条例施行規程（昭和45年交通局規程第22号）

（趣旨）

第1条 札幌市電車乗車料金条例（昭和45年条例第34号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（料金の額及び乗車券の種類）

第2条 条例第2条の規定に基づき交通事業管理者（以下「管理者」という。）が定める普通料金は、次のとおりとする。

- (1) 大人 1人1乗車 170円
- (2) 小児 1人1乗車 90円

2 条例第3条の規定に基づき管理者が定める特別料金及び条例第5条第2項から第4項までの規定に基づき発行する定期券の種類は、別表1のとおりとする。

（通学定期券の発行範囲及び発行区分）

第3条 条例第5条第3項に規定する管理者が定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 小学校又は幼稚園（特別支援学校における小学校又は幼稚園に準ずる教育課程を含む。次項第2号において同じ。）に準ずる教育施設で管理者が必要と認めたもの
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び第134条第1項に規定する専修学校及び各種学校で知事の設置認可を得たもの
- (3) 国立又は公立の教育施設で特に管理者が必要と認めたもの

2 通学定期券は、次の区分に従い、これを発行する。

- (1) 通学定期券（大人） 大学、高等専門学校、中等教育学校、高等学校若しくは中学校（特別支援学校における高等学校又は中学校に準ずる教育課程を含む。）又は前項第2号若しくは第3号に定める施設に通学する者
- (2) 通学定期券（小児） 小学校若しくは幼稚園又は前項第1号に定める施設に通学する者

第4条及び第5条 削除

（定期券等の発売場所）

第6条 定期券及び乗車券（以下「定期券等」という。）は、その種類に従い、別表2に定める場所において発売する。ただし、事業上必要がある場合は、その発売場所を変更し、又は臨時に設けることがある。

（定期券等の様式）

第7条 定期券等の様式は、別に管理者が定める。

（定期券の通用期間）

第8条 定期券の通用期間は、1月間又は3月間とする。

2 定期券は、次項の場合を除き通用開始の日の10日前から発売する。

- 3 通用期間中の定期券（以下「旧定期券」という。）を提出し、次の定期券（以下「新定期券」という。）を継続して購入しようとする者には、旧定期券の通用期間満了の日の9日前から新定期券を発売する。この場合においては、旧定期券の残余通用期間を新定期券の通用期間に加算する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、発売開始日を変更することができる。（どサンこパスの通用日及び発売日）

第8条の2 どサンこパスの通用日は、発売した日とする。

- 2 どサンこパスは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までに発売する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、どサンこパスの通用日及び発売日を変更することができる。（定期券の購入方法）

第9条 定期券を購入しようとする者は、定期券購入申込書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 定期券購入申込書には、当該定期券を使用しようとする者の住所、氏名、年齢、通勤等又は通学先の住所及び名称、乗車区間及び経路その他必要な事項を記載するものとする。
- 3 通学定期券（大人）を購入しようとする者は、通学先の代表者が発行する身分証明書等を提示しなければならない。ただし、通学の事実が明らかで、かつ、使用済みの定期券又は旧定期券を添えて定期券購入申込書を提出したときは、特別の場合を除き、この限りでない。（定期券の乗車区間）

第10条 定期券の乗車区間は、全線とする。

（使用目的の制限）

第11条 定期券（通勤定期券を除く。）は、所定の目的以外に使用してはならない。

（定期券の効力）

第12条 定期券は、券面に記名のある者（以下「記名人」という。）又は通勤定期券（IC定期券（札幌市ICカード乗車券取扱規程（平成20年交通局規程第17号。以下「ICカード規程」という。）第2条第7号に規定するIC定期券をいう。以下同じ。）に係る通勤定期券を除く。）の持参人が、その通用期間中に乗車する場合に使用することができる。

- 2 定期券については、乗車回数及び途中の乗降は、制限しない。
- 3 次に掲げる定期券は、使用することができない。ただし、第14条第1項又は第2項の規定による書換え（磁気情報及びIC定期券に記録された情報の変更を含む。以下同じ。）を受けたものは、この限りでない。
 - (1) 記名人につき、記載事項（磁気情報及びIC定期券に記録された情報を含む。第23条第2号において同じ。）と相違する事由が生じたもの
 - (2) 汚損その他の理由によりその券面の表示事項が不明となつたもの

(どサンコパスの効力)

第13条 どサンコパスは、持参人又は持参人及びその者に同伴する小児1人がその通用日に乗車する場合に使用することができる。

2 どサンコパスについては、乗車回数及び乗車区間は、制限しない。

3 使用開始後のどサンコパスは、他人から譲り受けて使用することができない。

(定期券の書換え)

第14条 定期券の記名人は、第12条第3項第1号の事由が生じた場合は、当該定期券の書換え(種類及び通用期間の変更を除く。)を受けることができる。

2 定期券の記名人は、当該定期券が第12条第3項第2号に規定するものとなつた場合において、その理由がやむを得ない事情によるものと認められ、かつ、不明となつた事項が証明できるときは、当該定期券の書換えを受けることができる。

3 前2項の規定により定期券の書換えを行う場合においては、1枚につき200円の手数料を徴収する。

(IC定期券に係る特則)

第14条の2 第12条第3項及び前条の規定にかかわらず、氏名に変更が生じ、又は券面の表示事項が不明となつたIC定期券の取扱いについては、ICカード規程の定めるところによる。

2 破損その他の理由によりカード対応車載機(ICカード規程第2条第11号に規定するカード対応車載機をいう。)において記録された情報の検知が不可能となつたIC定期券の取扱いについては、ICカード規程の定めるところによる。

(再発行)

第15条 定期券等を亡失した者に対しては、再購入する場合を除き、これを再発行しない。ただし、定期券の所持者が災害その他の事故により、これを滅失した場合であつて、所管官公署が当該亡失の事実を証明したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、IC定期券に係る再発行の取扱いについては、ICカード規程の定めるところによる。

第16条及び第17条 削除

(身体障害者手帳等の提示)

第18条 条例第5条第4項に規定する特殊定期券を購入しようとする者及び条例第7条第1項の規定により特殊料金の適用を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は割引証(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設の長が発行した割引証で、管理者が別に定める様式を使用したものをいう。)を係員に提示しなければならない。

(貸切の申込み)

第19条 車両の貸切を希望する者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(定期券の払戻し)

第20条 定期券の記名人は、その定期券が不用となった場合は、その料金の払戻しを請求することができる。この場合においては、次に定めるところによりこれを払い戻し、1枚につき500円の手数料を徴収する。

(1) 通用期間前のものは、券面金額

(2) 通用期間中の1月定期券にあつては、通用期間開始の日から払戻請求のあつた日までの期間(以下この項において「使用期間」という。)につき、1日2回乗車したものとして普通料金又は特殊料金に換算して算出した額(当該額が1月定期券の券面金額を超えるときは、その券面金額とする。以下この項において「相当料金」という。)を、券面金額から控除した額

(3) 通用期間中の3月定期券で、使用期間が1月を超えるものにあつては、当該使用期間に係る経過月数に1月定期料金を乗じて得た額と1月に満たない経過日数につき算出した相当料金の合算額を、券面金額から控除した額

(4) 通用期間中の3月定期券で、使用期間が1月以下のものにあつては、当該使用期間につき算出した相当料金を券面金額から控除した額

2 前項の払戻しを行う場合において、管理者が必要と認めるときは、当該払戻しを必要とする事実を明らかにした書類の提出又は提示を求めるものとする。

第21条 削除

(払戻等取扱場所)

第22条 定期券の料金の払戻し及び書換えに係る取扱場所は、別表2に定める定期券の発売場所とする。

(定期券等の無効)

第23条 定期券等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効として回収する。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 使用資格、氏名、年齢、住所、乗車区間その他の事実を偽つて定期券を購入し、これを使用したとき。

(2) 定期券の記載事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。

(3) 他人名義の定期券(通勤定期券を除く。)を使用したとき。

(4) 定期券の使用資格を失つた後に使用したとき。

(5) 通用期間開始前の定期券を使用したとき。

(6) 通用期間満了後の定期券を使用したとき。

(7) 定期券等の検査又は取集の際理由なく係員の請求を拒んだとき。

(8) 偽造の定期券等を使用したとき。

(9) 使用開始後のどサンコパスを他人から譲り受けて使用したとき。

(10) その他定期券等を不正乗車的手段として使用したとき。

(料金の追徴)

第24条 前条第1号から第6号までのいずれかに該当する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から当該各号の区分に該当することを発見した日までの期間につき、1日2回乗車したものとして相当する料金に換算して算出した額及びこれと同額の割増料金を併せて徴収する。ただし、不正乗車をしなかつたことが明らかな日があるときは、その日数に相当する乗車回数を減ずることがある。

- (1) 前条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合 定期券の通用期間開始の日
- (2) 前条第4号に該当する場合 定期券の使用資格を失った日
- (3) 前条第5号に該当する場合 定期券の発売の日
- (4) 前条第6号に該当する場合 定期券の通用期間満了の日の翌日

2 前条第7号に該当する場合又は所定の料金を支払わないで乗車した場合においては1回、同条第8号から第10号までのいずれかに該当する場合においては不正乗車に応じた回数、乗車したものとして、普通料金又は特殊料金に換算して算出した額及びこれと同額の割増料金を併せて徴収する。

3 前条各号のうち2号以上に該当する場合の徴収金額は、多い方の額によるものとする。

4 前3項のに規定する場合において、料金を免れようとする意思がないことが明らかなとき、又は特別の事由があると認められるときは、割増料金の全部又は一部を免除することができる。

(料金又は乗車券等の様式を変更した場合の取扱い)

第25条 料金又は乗車券の様式を変更した場合における変更前の乗車券の有効期限、使用条件、変更後の乗車券との引換え、払戻しその他必要な事項については、管理者がその都度定める。

2 料金又は様式を変更した場合において、その変更前に発売した定期券は、期間を限定した料金に係るものを除き、その通用期間内においては引き続き有効としてその使用を認める。

附 則 (平成26年(交)規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に改正前の第2条の2第1項の規定により発行した昼間割引回数券に係る未使用の部分(次項において「未使用昼間割引回数券」という。)の取扱いについては、平成27年4月1日における始発前までの間においては、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に、札幌市電車乗車料金条例及び札幌市高速電車乗車料金条例の一部を改正する条例(平成26年条例第18号)附則第3項に規定する回数券に係る未使用の部分及び未使用昼間割引回数券について料金の払戻しの請求がなされた場合は、交通事業管理者が別に定めるところにより、当該未使用の部分に相当する料金の払戻しを行う。

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、交通事業管理者が定める。

別表 1

料金	定期券等の種類		金額
普通定期料金	通勤定期券	1月券	7,550円
		3月券	21,520円
	通学定期券（大人）	1月券	5,250円
		3月券	14,960円
	通学定期券（小児）	1月券	3,150円
		3月券	8,970円
特殊定期料金	特殊通勤定期券	1月券	3,770円
		3月券	10,760円
	特殊通学定期券（大人）	1月券	2,620円
		3月券	7,480円
	特殊通学定期券（小児）	1月券	1,570円
		3月券	4,480円
特殊料金			中学生以上の者 1人1乗車につき 90円
			小学生以下の者 1人1乗車につき 50円
貸切料金			普通車1台1周以内 1回につき 15,740円
			3連接車1台1周以内 1回につき 18,880円
1日乗車料金	どサンこパス		310円

別表 2

種類	発売場所
定期券	定期券発売所（大通駅、北24条駅、真駒内駅、宮の沢駅、琴似駅、白石駅、新さっぽろ駅、環状通東駅、福住駅）
どサンこパス	定期券発売所（大通駅）、電車内

○札幌市乗継乗車料金規程（昭和48年交通局規程第24号）

（趣旨）

第1条 本市の電車及び高速電車並びに本市との協定によりこれらと連絡運輸を行う他の企業の経営する自動車（以下「他企業自動車」という。）を相互に乗り継ぐ者の乗車料金については、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗継乗車料金 高速電車の区間とこれに連絡する電車又は他企業自動車の区間を乗り継ぐ者の定期料金以外の乗車料金をいう。
- (2) 乗継定期料金 電車及び高速電車並びに他企業自動車の区間を相互に乗り継ぐ者の定期料金をいう。

（乗継料金等）

第2条 乗継乗車料金の種類及び額は、別表1のとおりとする。

- 2 電車の路線と高速電車を乗継乗車する場合の乗継定期料金の種類及び額は、別表3のとおりとする。
- 3 電車の路線又は高速電車と他企業自動車の路線を乗継乗車する場合の乗継定期料金の種類は、別表3のとおりとし、その額は、次に定めるところとする。

- (1) 電車の路線と他企業自動車の路線（交通事業管理者（以下「管理者」という。）が別に指定する路線（以下「他企業指定路線」という。）に限る。）を乗継乗車する場合 乗継定期料金の種類に応じ、別表4に定める電車の料金と当該路線について他の企業が定める乗継ぎに係る定期料金を合算した額
- (2) 高速電車と他企業自動車の路線を乗継乗車する場合 乗継定期料金の種類に応じ、別表3に定める高速電車の料金と当該路線について他の企業が定める乗継ぎに係る定期料金を合算した額
- (3) 電車の路線と高速電車と他企業自動車の路線（他企業指定路線に限る。）を乗継乗車する場合 乗継定期料金の種類に応じ、別表3に定める電車の料金と同表に定める高速電車の料金と当該路線について他の企業が定める乗継ぎに係る定期料金を合算した額

（乗継券等）

第3条 乗継乗車料金で乗継乗車する者には、乗継券を発行する。

- 2 乗継定期料金で乗継乗車する者には、乗継定期券を発行する。

（乗継ぎする駅等の指定）

第4条 乗継乗車料金により乗継ぎすることができる高速電車の駅と電車の路線及び他企業自動車の路線は、別表5のとおりとする。

- 2 乗継定期料金により乗継ぎすることができる高速電車の駅、電車の停留場及び他企業自動車の停留所は、管理者が別に定める基準によるものとする。

第5条 削除

(乗継券の発行方法及び使用条件)

第6条 乗継券は、高速電車から電車又は他企業自動車に乗り継ぐ場合にあつては乗車しようとする高速電車の区間と電車の区間又は他の企業が定める他企業自動車1区の区間（真駒内駅、宮の沢駅及び新さっぽろ駅を乗継駅とする場合の他企業自動車の区間は、当該他の企業が定める1区の区間又は普通料金210円の区間とする。）、電車又は他企業自動車から高速電車に乗り継ぐ場合にあつては電車又は他企業自動車の乗車区間と高速電車1区の区間について発行する。

- 2 前項の乗継券で乗車できる区間を超えて乗継乗車する場合は、最終の降車駅又は降車停留所までの乗継乗車料金と当該乗継券で乗車できる区間までの乗継乗車料金との差額を徴収する。

- 3 乗継券の通用期間は、発行当日限りとする。

(乗継乗車券等の払戻し等)

第7条 乗継乗車料金は、運輸上の都合により管理者が特に認めた場合を除き、払戻しはしないものとする。

- 2 乗継定期券（次条において準用する電車規程第14条第1項又は札幌市高速電車乗車料金条例施行規程（昭和46年交通局規程第31号。以下「高速電車規程」という。）第11条の2第1項の規定により区間の変更に係る書換えを受けたものを除く。）の記名人は、その乗継定期券が不用となった場合は、その料金の払戻しを請求することができる。

- 3 次条において準用する電車規程第14条第1項又は高速電車規程第11条の2第1項の規定により、定期券の書換えを行う場合において、券面金額に増減を生じ、料金を追徴し、又は還付する場合の金額は、新旧定期券の券面金額の差額を日割にした額に、残余通用期間に係る日数を乗じて得た額とする。この場合の日割計算においては、1月の日数を30日とする。

(準用規定)

第8条 この規程に定めのない事項については、電車規程及び高速電車規程の各相当規定を準用する。

附 則

- 3 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「別表1」とあるのは「高速電車と電車の路線を乗継乗車する場合にあつては別表1、高速電車と他企業自動車の路線を乗継乗車する場合にあつては附則別表1」とする。

- 4 第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「別表3」とあるのは、「附則別表2」とする。

- 5 第2条第3項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「別表4に定める電車の料金と当該路線について他の企業が定める乗継ぎに係る定期料金」とあるのは「附則別表3に定める電車の料金と当該路線について他の企業が平成23年3月31日において定めていた乗継ぎに係る定期料

金（以下「他企業自動車旧乗継定期料金」という。）を合算した額から当該路線について他の企業が定める定期料金（以下「他企業自動車定期料金」という。）を減じた額に105分の108を乗じた額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）と他企業自動車定期料金」と、同項第2号中「別表3に定める高速電車の料金と当該路線について他の企業が定める乗継ぎに係る定期料金」とあるのは「附則別表3に定める高速電車の料金と他企業自動車旧乗継定期料金を合算した額から他企業自動車定期料金を減じた額に105分の108を乗じた額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）と他企業自動車定期料金」と、同項第3号中「別表3に定める電車の料金と同表に定める高速電車の料金と当該路線について他の企業が定める乗継ぎに係る定期料金」とあるのは「附則別表3に定める電車の料金と同表に定める高速電車の料金と他企業自動車旧乗継定期料金を合算した額から別表3に定める電車の料金と他企業自動車定期料金を合算した額を減じた額に105分の108を乗じた額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）と同表に定める電車の料金及び他企業自動車定期料金」とする。

附則別表 1

高速電車の 種類		高速電車の料金						
		1区	2区		3区	4区	5区	6区
			5キロメー トルまで	5キロメー トルを超 え7キロメ ートルま で				
普通券	大人	120円	150円	170円	210円	240円	270円	290円
	小児	60円	70円	80円	100円	120円	130円	140円
特殊券	大人	60円	70円	80円	100円	120円	130円	140円
	小児	30円	30円	40円	50円	60円	60円	70円

附則別表 2

種類		乗車区間	電車の料 金	高速電車の料金					
				1区	2区	3区	4区	5区	6区
乗 継 定 期 料 金	乗継通勤定期 券	1月券	7,550円	5,160円	6,890円	8,620円	9,920円	11,210円	12,080円
		3月券	21,520円	14,720円	19,650円	24,560円	28,270円	31,960円	34,420円
	乗継通学定期 券 (大人)	1月券	5,250円	2,840円	3,830円	4,810円	5,550円	6,290円	6,790円
		3月券	14,960円	8,090円	10,900円	13,720円	15,830円	17,940円	19,350円
	乗継通学定期 券 (小児)	1月券	3,150円	1,360円	1,850円	2,350円	2,720円	3,090円	3,330円
		3月券	8,970円	3,880円	5,290円	6,690円	7,750円	8,800円	9,500円
	乗継三角定期 券	1月券	6,400円	4,010円	5,370円	6,730円	7,760円	8,760円	9,440円
		3月券	18,240円	11,440円	15,310円	19,170円	22,100円	24,970円	26,920円
	乗継特殊通勤 定期券	1月券	3,770円	2,580円	3,450円	4,310円	4,960円	5,610円	6,040円
		3月券	10,760円	7,350円	9,810円	12,280円	14,120円	15,970円	17,210円
	乗継特殊通学 定期券 (大人)	1月券	2,620円	1,420円	1,910円	2,410円	2,780円	3,150円	3,390円
		3月券	7,480円	4,040円	5,450円	6,850円	7,910円	8,970円	9,670円
乗継特殊通学 定期券 (小児)	1月券	1,570円	680円	930円	1,170円	1,360円	1,540円	1,670円	
	3月券	4,480円	1,930円	2,640円	3,340円	3,880円	4,400円	4,750円	

附則別表 3

種類		乗車区間	電車の料 金	高速電車の料金						
				1区	2区		3区	4区	5区	6区
					5キロメー トルまで	5キロメー トルを超え 7キロメー トルまで				
乗 継 定 期 料 金	乗継通勤定期 券	1月券	6,480円	5,880円	6,720円	7,560円	9,240円	10,500円	11,760円	12,600円
		3月券	18,470円	16,760円	19,150円	21,550円	26,330円	29,930円	33,520円	35,910円
	乗継通学定期 券 (大人)	1月券	4,500円	3,360円	3,840円	4,320円	5,280円	6,000円	6,720円	7,200円
		3月券	12,830円	9,580円	10,940円	12,310円	15,050円	17,100円	19,150円	20,520円
	乗継通学定期 券 (小児)	1月券	2,700円	1,680円	1,920円	2,160円	2,640円	3,000円	3,360円	3,600円
		3月券	7,700円	4,790円	5,470円	6,160円	7,520円	8,550円	9,580円	10,260円
	乗継三角定期 券	1月券	5,500円	4,620円	5,280円	5,940円	7,260円	8,260円	9,240円	9,990円
		3月券	15,680円	13,170円	15,050円	16,930円	20,690円	23,540円	26,330円	28,220円
	乗継特殊通勤 定期券	1月券	3,240円	2,940円	3,360円	3,780円	4,620円	5,250円	5,880円	6,300円
		3月券	9,230円	8,380円	9,580円	10,770円	13,170円	14,960円	16,760円	17,960円
	乗継特殊通学 定期券 (大人)	1月券	2,250円	1,680円	1,920円	2,160円	2,640円	3,000円	3,360円	3,600円
		3月券	6,410円	4,790円	5,470円	6,160円	7,520円	8,550円	9,580円	10,260円
乗継特殊通学 定期券 (小児)	1月券	1,350円	840円	960円	1,080円	1,320円	1,500円	1,680円	1,800円	
	3月券	3,850円	2,390円	2,740円	3,080円	3,760円	4,280円	4,790円	5,130円	

別表 1

乗継乗車料金は、この表の電車の料金と高速電車の料金を合算した額とする。									
種類		乗車区間	電車の料金	高速電車の料金					
				1区	2区	3区	4区	5区	6区
普通券	大人		170円	120円	170円	210円	240円	270円	290円
	小児		90円	60円	80円	100円	120円	130円	140円
特殊券	大人		90円	60円	80円	100円	120円	130円	140円
	小児		50円	30円	40円	50円	60円	60円	70円

(注) 高速電車と他企業自動車の路線を乗継乗車する場合の乗継乗車料金は、この表の高速電車の料金と当該路線について他の企業が定める乗車料金を合算した額とする。

別表 2 削除

別表 3

電車・高速電車乗継定期料金は、この表の電車の料金と高速電車の料金を合算した額とする。									
種類		乗車区間	電車の料金	高速電車の料金					
				1区	2区	3区	4区	5区	6区
乗 継 定 期 料 金	乗継通勤定期券	1月券	7,550円	5,180円	6,910円	8,640円	9,940円	11,230円	12,100円
		3月券	21,520円	14,770円	19,700円	24,620円	28,320円	32,010円	34,480円
	乗継通学定期券 (大人)	1月券	5,250円	2,960円	3,950円	4,940円	5,680円	6,420円	6,910円
		3月券	14,960円	8,440円	11,250円	14,070円	16,180円	18,290円	19,700円
	乗継通学定期券 (小児)	1月券	3,150円	1,480円	1,970円	2,470円	2,840円	3,210円	3,460円
		3月券	8,970円	4,220円	5,630円	7,040円	8,090円	9,140円	9,850円
	乗継三角定期券	1月券	6,400円	4,070円	5,430円	6,790円	7,820円	8,830円	9,500円
		3月券	18,240円	11,610円	15,480円	19,350円	22,280円	25,150円	27,080円
	乗継特殊通勤定 期券	1月券	3,770円	2,590円	3,460円	4,320円	4,970円	5,620円	6,050円
		3月券	10,760円	7,390円	9,850円	12,310円	14,160円	16,000円	17,240円
	乗継特殊通学定 期券 (大人)	1月券	2,620円	1,480円	1,970円	2,470円	2,840円	3,210円	3,460円
		3月券	7,480円	4,220円	5,630円	7,040円	8,090円	9,140円	9,850円
	乗継特殊通学定 期券 (小児)	1月券	1,570円	740円	990円	1,230円	1,420円	1,600円	1,730円
		3月券	4,480円	2,110円	2,820円	3,520円	4,040円	4,580円	4,930円

別表 4

電車・他企業自動車の路線乗継定期料金は、この表の電車の料金と当該路線について他の企業が定める定期料金を合算した額とする。			
種類		乗車区間	電車の料金
乗継定期料金	乗継通勤定期券	1月券	5,780円
		3月券	16,480円
	乗継通学定期券（大人）	1月券	4,010円
		3月券	11,440円
	乗継通学定期券（小児）	1月券	2,410円
		3月券	6,860円
	乗継三角定期券	1月券	4,900円
		3月券	13,960円
	乗継特殊通勤定期券	1月券	2,890円
		3月券	8,240円
	乗継特殊通学定期券（大人）	1月券	2,010円
		3月券	5,720円
	乗継特殊通学定期券（小児）	1月券	1,200円
		3月券	3,430円

○札幌市ICカード乗車券取扱規程（平成20年交通局規程第17号）

（趣旨）

第1条 この規程は、本市の電車事業及び高速電車事業におけるICカードを媒体とした乗車券（以下「ICカード乗車券」という。）の取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 札幌圏ICカード 本市の電車事業及び高速電車事業における電車及び高速電車の乗車並びに乗継乗車（札幌市乗継乗車料金規程（昭和48年交通局規程第24号。以下「乗継料金規程」という。）第1条の2第1号に規定する乗継乗車料金が適用される乗車をいう。以下同じ。）に使用することができるICカード乗車券のうち、札幌総合情報センター株式会社（以下「ICカード発行事業者」という。）が発行するもの及び一体型ICカードをいう。
- (2) 無記名ICカード 券面に使用者の記名を行わない、持参人（大人に限る。）の使用に供する札幌圏ICカードをいう。
- (3) 普通記名ICカード 券面に使用者の記名を行い、かつ、ICカードに当該使用者の氏名、性別、生年月日等を記録した、記名人本人の使用に供する札幌圏ICカードをいう。
- (3)の2 特殊記名ICカード 券面に札幌市電車乗車料金条例（昭和45年条例第34号。以下「電車料金条例」という。）第3条第1項の表に規定する特殊料金及び札幌市高速電車乗車料金条例（昭和46年条例第38号。以下「高速電車料金条例」という。）別表2に規定する特殊料金の適用を受ける身体障害者、知的障害者又は養護児童（以下「身体障害者等」という。）について記名を行い、かつ、ICカードに当該身体障害者等の氏名、性別、生年月日等を記録した、当該身体障害者等の介護又は付添いを行うために同行する者（以下「介護人等」という。）の使用に供する札幌圏ICカードをいう。
- (4) 一体型ICカード ICカード発行事業者が提携する事業者（以下「提携先」という。）が提携先のサービス機能を提供するために発行する媒体に、ICカード発行事業者がICカード乗車券としての機能を付加することを交通事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた普通記名ICカード（福祉割引ICカードを除く。）をいう。
- (5) 大人用ICカード 大人の使用に供する普通記名ICカード（大人用福祉割引ICカードを除く。）をいう。
- (6) 小児用ICカード 小児の使用に供するものであって、券面に小児の表示を行った普通記名ICカード（小児用福祉割引ICカードを除く。）をいう。
- (7) IC定期券 普通定期券等の機能を付加した普通記名ICカードをいう。
- (7)の2 福祉割引ICカード 身体障害者等又は介護人等の使用に供する普通記名ICカードをいう。
- (7)の3 大人用福祉割引ICカード 大人の使用に供する福祉割引ICカードをいう。

- (7)の4 小児用福祉割引ICカード 小児の使用に供するものであって、券面に小児の表示を行った福祉割引ICカードをいう。
- (8) 他社ICカード 本市の電車事業及び高速電車事業における電車及び高速電車の乗車並びに乗継乗車に使用することができるICカード乗車券のうち、札幌圏ICカード以外のものをいう。
- (9) SF ICカード乗車券に記録された乗車料金の支払及び乗車券類との引換えに充当することができる金銭的価値をいう。
- (10) チャージ カード対応車載機又はカード対応券売機に現金を投入することその他の方法によりICカード乗車券のSFを積み増しすることをいう。
- (11) カード対応車載機 電車内又は本市との協定により高速電車と連絡運輸を行う他の企業の経営する自動車（以下「他企業自動車」という。）に設置するICカード乗車券を使用することができる出札装置及びその携帯型端末機器をいう。
- (12) カード対応改札機 地下鉄各駅に設置するICカード乗車券を使用することができる自動出札装置をいう。
- (13) カード対応券売機 地下鉄各駅に設置するICカード乗車券を使用することができる自動券売機をいう。
- (14) カード対応精算機 地下鉄各駅に設置するICカード乗車券を使用することができる精算機をいう。
- (15) 普通定期券等 次に掲げる定期券をいう。
- ア 札幌市電車乗車料金条例施行規程（昭和45年交通局規程第22号。以下「電車料金規程」という。）別表1に規定する普通定期料金及び特殊定期料金に係る通用期間内の定期券
- イ 札幌市高速電車乗車料金条例施行規程（昭和46年交通局規程第31号。以下「高速電車料金規程」という。）別表3に規定する普通定期料金、特殊定期料金、三角定期料金及び全線定期料金に係る通用期間内の定期券
- ウ 乗継料金規程第1条の2第2号に規定する乗継定期料金に係る通用期間内の定期券
- (16) IC定期券の定期券機能 IC定期券の普通定期券等としての機能をいう。
- (17) 指定区間 IC定期券の定期券機能における高速電車料金規程第13条の規定による指定区間をいう。

（ICカード乗車券による乗客の輸送）

第3条 ICカード発行事業者が発行するICカード乗車券は、「SAPICA」とする。

- 2 札幌圏ICカードによる乗客の輸送等については、この規程の定めるところによる。
- 3 他社ICカードは、別表左欄に掲げる交通事業者等が発行する同表右欄に掲げるICカード乗車券とする。
- 4 他社ICカードによる乗客の輸送等については、札幌圏ICカードに関する規定（発行（再発行を含む。）、IC定期券、第18条第1項に規定する交通利用ポイント、再印字、書換え、交換及び払戻し

に関する規定を除く。)の例による。

(発行等)

第5条 札幌圏ICカードとして乗客の使用に供するICカードの発行及び札幌圏ICカードに係るチャージについては、ICカード発行事業者又は提携先が定める規程（以下「IC事業者規程」という。）の定めるところによる。

2 札幌圏ICカードに係る発行、再発行、払戻し等の取扱い場所は、別に定める。

(札幌圏ICカードの使用及びその制限)

第6条 札幌圏ICカードは、当該札幌圏ICカードのSFの残額（以下「SF残額」という。）から乗車料金を差し引くことにより、電車料金条例第6条第1項及び高速電車料金条例第8条に規定するカード乗車券（以下「カード乗車券」という。）並びに乗継券（乗継料金規程第3条第1項に規定する乗継券をいう。以下同じ。）として使用することができるほか、乗車券又は乗継券との引換え等に使用することができる。

2 札幌圏ICカードは、破損その他の理由により記録された情報に毀損を生じたものその他カード対応車載機、カード対応改札機、カード対応券売機、カード対応精算機その他の札幌圏ICカードの対応機器において記録された情報の検知が不可能となったものは、使用することができない。

3 一体型ICカードは、提携先が発行する媒体の有効期限が経過した物その他提携先の都合により当該媒体が使用できなくなった物は、使用することができない。

4 普通記名ICカードは、記名人本人以外の者は、使用することができない。

5 特殊記名ICカード又は福祉割引ICカード（介護人等が記名人であるものに限る。）は、介護又は付添いを行うために身体障害者等（特殊記名ICカードにあつては、記名人である身体障害者等）に同行する場合以外は、使用することができない。

6 10円未満のSFは、乗車料金等に充当することができない。

(電車に係る使用方法等)

第7条 札幌圏ICカードをカード乗車券又は乗継券として使用することにより電車に乗車する者は、降車の際、カード対応車載機による処理を受けなければならない。この場合においては、札幌圏ICカード1枚につき、1人が片道1回について使用することができる。

2 次条第2項に規定する場合において、同項の出場処理を受けていない札幌圏ICカードは、電車の乗車のために使用することができない。

(高速電車に係る使用方法等)

第8条 札幌圏ICカードをカード乗車券又は乗継券として使用することにより高速電車に乗車する者は、カード対応改札機による改札を受けて、入場し、及び出場しなければならない。この場合においては、札幌圏ICカード1枚につき、1人が片道1回について使用することができる。

2 前項の規定による入場の際に使用した札幌圏ICカードを出場の際に使用しなかった場合は、当該札幌圏ICカードの出場処理（当該札幌圏ICカードのSF残額から差し引くべき乗車料金を差し引く

ことその他のカード対応改札機による改札を受けて出場する際に行われる処理に相当する処理をいう。以下同じ。)を受けなければ、当該札幌圏ICカードを再び高速電車の乗車のために使用することができない。

(電車の乗車)

第9条 札幌圏ICカードをカード乗車券として使用することにより電車に乗車する場合は、電車カード料金(電車料金条例第3条第1項の表に規定するカード乗車料金をいう。)の適用を受けるものとし、降車の際、カード対応車載機により、当該札幌圏ICカードのSF残額から電車料金(電車料金条例第2条第1項に規定する普通料金又は電車料金条例第3条第1項の表に規定する特殊料金をいう。以下同じ。)を差し引くものとする。

2 前項の場合において、当該札幌圏ICカードのSF残額が電車料金に不足するときは、第18条第2項に規定するポイント減算を行うときを除き、当該不足する額を現金で支払い、精算しなければならない。

(高速電車の乗車)

第10条 札幌圏ICカードをカード乗車券として使用することにより高速電車に乗車する場合(第16条第1項各号、第28条第1項第1号及び第2項第1号から第3号まで並びに第29条第1項に規定する場合を除く。)は、高速電車カード料金(高速電車料金条例別表2に規定するカード乗車料金をいう。以下同じ。)の適用を受けるものとし、出場の際、カード対応改札機により、当該札幌圏ICカードのSF残額から当該乗車の区間に係る高速電車料金(高速電車料金規程別表3に規定する普通料金又は特殊料金をいう。以下同じ。)を差し引くものとする。

2 前項の場合において、当該札幌圏ICカードのSF残額が当該乗車により差し引くこととなる高速電車料金に不足するときは、第18条第2項に規定するポイント減算を行うときを除き、カード対応精算機により当該不足する額を現金で支払い、精算しなければならない。

(乗継乗車)

第11条 札幌圏ICカードを乗継券として使用することにより乗継乗車をする場合(次項に該当する場合を除く。)は、カード対応車載機又はカード対応改札機により当該札幌圏ICカードのSF残額から乗継料金(乗継料金規程別表1に規定する普通券又は特殊券に係る乗継乗車料金をいう。以下同じ。)を差し引くものとする。

2 IC定期券を乗継券として使用することにより乗継乗車をする場合(当該乗継乗車に係る高速電車の乗車の区間が指定区間外の駅相互間(指定区間を経由する場合を含む。)であるときを除く。)は、カード対応車載機又はカード対応改札機により当該IC定期券のSF残額から別途乗車区間(当該乗車の区間のうち指定区間以外の区間をいう。以下同じ。)に係る乗継料金の額を差し引くものとする。

3 第9条第2項及び前条第2項の規定は、前2項の場合について準用する。

(乗車券との引換え)

第12条 第8条第1項及び第17条に規定する場合のほか、札幌圏ICカードを使用して高速電車に乗車をしようとする者は、カード対応券売機により、当該札幌圏ICカードのSF残額から、当該乗車の区間に係る高速電車料金を差し引き、高速電車料金規程別表3に規定する普通券又は特殊券と引き換えることができる。

2 前項の場合において、当該札幌圏ICカードのSF残額が、当該乗車の区間に係る高速電車料金に不足するときは、当該不足する額を現金で支払うことにより、同項の普通券又は特殊券と引き換えることができる。

3 前2項の規定により引き換えられた普通券又は特殊券により高速電車に乗車する場合は、高速電車カード料金の適用を受けるものとする。

(乗継券との引換え及び乗継精算券の発行)

第13条 第7条第1項及び第8条第1項に規定する場合のほか、札幌圏ICカードを使用して高速電車から電車又は他企業自動車に乗継乗車をしようとする者は、カード対応券売機により、当該札幌圏ICカードのSF残額から、当該乗継乗車に係る高速電車の料金(乗継料金規程別表1に規定する高速電車の料金をいう。以下同じ。)と当該乗継乗車に係る電車の料金(同表に規定する電車の料金をいう。以下同じ。)又は他の企業が定める他企業自動車1区の区間に係る料金を合算した額を差し引くことにより、乗継券と引き換えることができる。

2 前項の場合において、当該札幌圏ICカードのSF残額が引き換えようとする乗継券に係る料金に不足するときは、当該不足する額を現金で支払うことにより、乗継券と引き換えることができる。

3 前2項に規定する場合のほか、札幌圏ICカードを使用して高速電車から電車又は他企業自動車に乗継乗車をしようとする者は、高速電車の乗車を終えた時に、当該札幌圏ICカードのSF残額が当該高速電車の乗車の区間に係る高速電車料金に不足するときは、第18条第2項に規定するポイント減算を行うときを除き、カード対応精算機により、当該札幌圏ICカードのSF残額から、当該乗継乗車に係る高速電車の料金と当該乗継乗車に係る電車の料金又は他の企業が定める他企業自動車1区の区間に係る料金を合算した額を差し引き、なお不足する額を現金で支払うことにより、乗継精算券の発行を受けることができる。

4 乗継料金規程第6条第1項から第3項までの規定は、前項の乗継精算券について準用する。

5 第7条第1項及び第8条第1項に規定する場合のほか、札幌圏ICカード1枚につき、複数人で同時に電車から高速電車に乗継乗車をしようとする者は、カード対応車載機により、当該札幌圏ICカードのSF残額から、乗継乗車をしようとする者1人につき当該乗継乗車に係る電車の料金と当該乗継乗車に係る高速電車の料金(乗継料金規程別表1に規定する1区の間乗車区間に係るものに限る。)を合算した額を差し引くことにより、乗継券と引き換えることができる。

6 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(乗り越し乗車の精算)

第14条 札幌圏ICカードを所持する者は、乗車券(札幌圏ICカードを除く。)又は定期券(IC定期

券を除く。)で高速電車に乗車し、乗り越したことにより精算する場合、カード対応精算機により当該札幌圏ICカードのSF残額から当該精算に必要な金額を差し引くことにより精算することができる。この場合においては、札幌圏ICカードを複数枚使用することはできない。

(IC定期券)

第15条 札幌圏ICカードは、次の各号に掲げる普通記名ICカードに、それぞれ当該各号に定める普通定期券等の機能を付加することができる。

(1) 大人用ICカード 次に掲げる普通定期券等

ア 電車料金規程別表1に規定する通勤定期券及び通学定期券(大人)

イ 高速電車料金規程別表3に規定する通勤定期券、通学定期券(大人)、三角定期券及び全線定期券

ウ 乗継料金規程別表3及び別表4に規定する乗継通勤定期券、乗継通学定期券(大人)及び乗継三角定期券(往復に係るものに限る。)

(2) 大人用福祉割引ICカード 次に掲げる普通定期券等

ア 電車料金規程別表1に規定する特殊通勤定期券及び特殊通学定期券(大人)

イ 高速電車料金規程別表3に規定する特殊通勤定期券及び特殊通学定期券(大人)

ウ 乗継料金規程別表3及び別表4に規定する乗継特殊通勤定期券及び乗継特殊通学定期券(大人)

(3) 小児用ICカード 次に掲げる普通定期券等

ア 電車料金規程別表1に規定する通学定期券(小児)

イ 高速電車料金規程別表3に規定する通学定期券(小児)

ウ 乗継料金規程別表3及び別表4に規定する乗継通学定期券(小児)

(4) 小児用福祉割引ICカード 次に掲げる普通定期券等

ア 電車料金規程別表1に規定する特殊通学定期券(小児)

イ 高速電車料金規程別表3に規定する特殊通学定期券(小児)

ウ 乗継料金規程別表3及び別表4に規定する乗継特殊通学定期券(小児)

2 前項の規定によるIC定期券に係る普通定期券等を購入しようとする者は、その旨を記載した定期券購入申込書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が別に定める場合において定期券購入申込書に記載すべき事項をカード対応券売機(管理者が指定するものに限る。)に入力したときその他管理者が特に認めた場合は、定期券購入申込書の提出を省略することができる。

3 前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る普通定期券等を発売する。

4 IC定期券には、同時に複数の普通定期券等の機能を付加することができない。

5 IC定期券に係る普通定期券等の発売については、この規程に定めるもののほか、電車料金規程、高速電車料金規程及び乗継料金規程の定めるところによる。

(指定区間外の乗車)

第16条 IC定期券の記名人がその指定区間内の駅相互間を乗車する場合のほか、当該IC定期券を使用して第8条第1項に規定する方法により高速電車に乗車する場合の取扱いは、次の各号に掲げる乗車の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定区間内の駅から指定区間外の駅まで乗車する場合又は指定区間外の駅から指定区間内の駅まで乗車する場合 別途乗車区間について高速電車カード料金の適用を受けるものとし、出場の際、カード対応改札機により、当該IC定期券のSF残額から別途乗車区間に係る高速電車料金を差し引くものとする。

(2) 指定区間外の駅相互間を乗車する場合（指定区間を経由する場合を含む。） 当該乗車の区間について高速電車カード料金の適用を受けるものとし、出場の際、カード対応改札機により、当該IC定期券のSF残額から当該乗車の区間に係る高速電車料金を差し引くものとする。

2 前項各号の場合において、当該IC定期券のSF残額が当該乗車により差し引くこととなる高速電車料金に不足するときは、第18条第2項に規定するポイント減算を行うときを除き、カード対応精算機により当該不足する額を現金で支払い、精算しなければならない。

(IC定期券の使用等)

第17条 IC定期券の普通定期券等としての使用等については、この規程に定めるもののほか、電車料金規程、高速電車料金規程及び乗継料金規程の定めるところによる。

(交通利用ポイント)

第18条 札幌圏ICカードを使用して電車又は高速電車に乗車する場合であって、当該札幌圏ICカードに係るSFを使用したときは、当該SFの使用金額に応じて交通利用ポイント（以下「ポイント」という。）を付与し、当該札幌圏ICカードにこれを記録する。この場合において、ポイントは、SFの使用金額の1割に相当する金額を、1円当たり1ポイントに換算して付与するものとする。

2 第7条第1項に規定する方法により電車に乗車する場合又は第8条第1項に規定する方法により高速電車に乗車する場合において、前項の規定により札幌圏ICカードに記録されたポイントを1ポイント当たり1円に換算した金額をもって、第9条第1項若しくは第10条第1項若しくは第16条第1項各号又は第11条第1項若しくは第2項の規定により当該札幌圏ICカードのSF残額から差し引くこととなる電車料金若しくは高速電車料金又は乗継料金の全額を支払うことができるときは、これらの規定にかかわらず、ポイント減算（これらの規定により差し引かれることとなるSFに代えて、カード対応車載機又はカード対応改札機により当該札幌圏ICカードに記録されたポイントから当該電車料金若しくは高速電車料金又は乗継料金の全額に相当するポイントを減算することをいう。）を行うものとする。

3 ポイントの使用に対しては、ポイントを付与しない。

4 IC事業者規程の定めるところにより札幌圏ICカードが失効した場合は、当該札幌圏ICカードに記録されているポイントも失効するものとする。

5 第24条第1項又は第3項の規定による払戻しを行う場合においては、ポイントは、払戻しの対象

外とし、無効となるものとする。

- 6 第26条の規定により札幌圏ICカードを無効として回収した場合は、当該札幌圏ICカードに記録されているポイントも無効となるものとする。

(再発行)

第21条 記名ICカードの記名人が当該記名ICカードを紛失した場合において、当該記名人がIC事業者規程の定めるところにより再発行の請求をしたときは、IC事業者規程の定めるところにより、当該記名ICカードの使用を停止する措置（以下「使用停止措置」という。）を行った後、再発行（一体型ICカードにあつては、提携先が再発行を行った媒体へのICカード乗車券としての機能の再付加）を行う。

- 2 札幌圏ICカードが破損その他の理由により札幌圏ICカードの対応機器において使用することができない状態となった場合において、当該札幌圏ICカードを所持する者がIC事業者規程の定めるところにより再発行の請求をしたときは、IC事業者規程の定めるところにより、再発行（一体型ICカードにあつては、提携先が再発行を行った媒体への札幌圏ICカードとしての機能の再付加）を行う。ただし、当該札幌圏ICカードの裏面に刻印されたカードの番号（以下「カード番号」という。）が判読できない場合は、使用が不可能となった理由のいかんを問わず再発行を行わない。

- 3 前2項の規定により一体型ICカードにICカード乗車券としての機能の再付加を行う場合において、当該一体型ICカードに普通定期券等としての機能が付加されている場合は、ICカード乗車券としての機能の再付加が行われるまでの間、普通定期券等を再発行する。この場合、再発行が行われた普通定期券等は、電車料金規程第12条第1項又は高速電車料金規程第11条第1項の規定にかかわらず、券面に記名のある者以外の者が使用することはできない。

(払戻し)

第24条 札幌圏ICカード（IC定期券を除く。）を所持する者が当該札幌圏ICカードが不用となった場合におけるその払戻しについては、IC事業者規程の定めるところによる。

- 2 IC定期券の記名人は、当該IC定期券が不用となった場合は、IC事業者規程の定めるところによる札幌圏ICカードの払戻しとともに、当該IC定期券に係る普通定期券等（高速電車料金規程第11条の2第1項（乗継料金規程第8条において準用する場合を含む。）又は乗継料金規程第8条において準用する電車料金規程第14条第1項の規定により指定区間の変更に係る書換えを受けたものを除く。）の料金の払戻し（以下「料金払戻」という。）を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があつた場合は、IC事業者規程の定めるところによる札幌圏ICカードの払戻し及び電車料金規程、高速電車料金規程又は乗継料金規程の定めるところによる普通定期券等の料金払戻を行う。
- 4 IC定期券の記名人は、当該IC定期券に係る普通定期券等が不用となった場合（第2項の場合を除く。）は、当該普通定期券等（高速電車料金規程第11条の2第1項（乗継料金規程第8条において準用する場合を含む。）又は乗継料金規程第8条において準用する電車料金規程第14条第1項の規

定により指定区間の変更に係る書換えを受けたものを除く。)の料金払戻を請求することができる。
この場合においては、本人確認書類(運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できる書類として別に定めるものをいう。)を提示しなければならない。

- 5 前項の規定による請求があった場合は、電車料金規程、高速電車料金規程又は乗継料金規程の定めるところによる普通定期券等の料金払戻を行い、当該IC定期券から普通定期券等の機能を消去して当該記名人に返却する。
- 6 第2項又は第4項の規定により高速電車全線定期券(高速電車料金規程別表3に規定する全線定期券をいう。以下同じ。)の料金払戻を行う場合における高速電車料金規程第16条第2項の規定の適用については、同項第2号中「1日2回(三角定期券にあつては、相当回数)指定区間を乗車したものであるとして普通料金又は特殊料金に換算して算出した額」とあるのは、「当該使用期間に係る日数に1,000円を乗じて得た額」とする。

(札幌圏ICカードの不正使用)

第26条 札幌圏ICカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効として回収する。ただし、管理者及びICカード発行事業者が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 使用資格、氏名、性別、生年月日、住所、乗車区間その他の事実を偽ってIC定期券に係る普通記名ICカード又は普通定期券等を購入し、当該IC定期券を使用したとき。
- (2) IC定期券の券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (3) 他人名義のIC定期券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項が不明となったIC定期券を不正乗車的手段として使用したとき。
- (5) IC定期券に係る普通定期券等の使用資格を失った後に当該IC定期券を普通定期券等として使用したとき。
- (6) 使用資格、氏名、性別、生年月日その他の事実を偽って購入した記名ICカード(IC定期券を除く。)を使用したとき。
- (7) 記名ICカード(IC定期券を除く。)の券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (8) 第6条第4項又は第5項の規定に違反して記名ICカード(IC定期券を除く。)を使用したとき。
- (9) 券面表示事項が不明となった記名ICカード(IC定期券を除く。)を不正乗車的手段として使用したとき。
- (10) 係員の承諾なくカード対応改札機による改札を受けずに乗車したとき。
- (11) 係員による札幌圏ICカードの検査の請求を理由なく拒んだとき。
- (12) 偽造され、変造され、又は不正に作成された札幌圏ICカード又はSF(ポイントを含む。)を使用したとき。
- (13) その他札幌圏ICカードを不正乗車的手段として使用したとき。

- 2 前項本文の場合において、無効として回収した札幌圏ICカードの取扱いは、IC事業者規程の定め

るところによる。

3 前2項の規定は、札幌圏ICカードを所持する者の故意又は重大な過失により札幌圏ICカードが使用することができない状態となったと認められる場合について準用する。

4 第1項各号のいずれかに該当する札幌圏ICカードのSFを使用して引き換えられた乗車券等は無効とし、これを回収する。

(料金の追徴)

第27条 前条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から当該各号の区分に該当することを発見した日までの期間につき、1日2回（三角定期券にあつては、相当回数）相当区間を乗車したものとして相当する料金に換算して算出した額（高速電車全線定期券にあつては、当該期間に係る日数に1,000円を乗じて得た額）及びこれと同額の割増料金を併せて徴収する。ただし、不正乗車をしなかったことが明らかな日があるときは、その日数に相当する乗車回数を減ずることがある。

(1) 前条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合 当該IC定期券に係る普通定期券等の通用期間の開始の日

(2) 前条第1項第5号に該当する場合 当該IC定期券に係る普通定期券等の使用資格を失った日

2 前条第1項第6号から第13号までのいずれかに該当する場合は、当該不正乗車に応じた回数、相当区間を乗車したものとして、当該乗車に係る料金及びこれと同額の割増料金を併せて徴収する。

3 前条第1項各号のうち2以上に該当する場合の徴収金額は、多い方の額によるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当することを発見した場合において、当該IC定期券による不正乗車（IC定期券の定期券機能によらない乗車であつて、当該IC定期券をIC定期券以外の普通記名ICカードとみなした場合に、同項第6号から第13号までのいずれかに該当するものに限る。）をしたことが明らかであるときは、第1項の規定による徴収額のほか、当該不正乗車に応じた回数、相当区間を乗車したものとして、当該乗車に係る料金及びこれと同額の割増料金を併せて徴収する。

5 前各項の割増料金の徴収に当たって、料金を免れようとする意思がないことが明らかなときその他特別の事由があると認められるときは、割増料金の全部又は一部を免除することがある。

(同一駅で出場する場合)

第28条 札幌圏ICカード（IC定期券を除く。）を所持する者は、地下鉄各駅において、当該札幌圏ICカードを使用して入場した後、同一駅で出場する場合（次条第1項の規定による場合を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより、当該札幌圏ICカードの出場処理を受けて出場しなければならない。

(1) 入場した駅から任意の駅まで乗車し、出場せずに再び当該入場した駅まで乗車して出場する場合 当該札幌圏ICカードのSF残額から当該乗車の区間に係る往復の高速電車料金を差し引くこと。

(2) 入場した後、乗車せずに同一駅で出場する場合 当該札幌圏ICカードのSF残額から高速電車料金規程別表3に規定する1区の区間に係る高速電車料金を差し引くこと。

2 IC定期券の記名人は、地下鉄各駅において、当該IC定期券を使用して入場した後、同一駅で出場する場合（次条第3項の規定による場合を除く。）であって、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより、当該IC定期券の出場処理を受けて出場しなければならない。

(1) 指定区間内の駅から入場した後、指定区間外の駅まで乗車し、出場せずに再び当該入場した駅まで乗車して出場する場合 当該IC定期券のSF残額から別途乗車区間に係る往復の高速電車料金を差し引くこと。

(2) 指定区間外の駅から入場した後、指定区間内の駅まで乗車し、出場せずに再び当該入場した駅まで乗車して出場する場合 当該IC定期券のSF残額から別途乗車区間に係る往復の高速電車料金を差し引くこと。

(3) 指定区間外の駅から入場した後、指定区間外の駅まで乗車し、出場せずに再び当該入場した駅まで乗車して出場する場合（指定区間を経由する場合を含む。） 当該IC定期券のSF残額から当該乗車の区間に係る往復の高速電車料金を差し引くこと。

(4) 指定区間外の駅において入場した後、乗車せずに同一駅で出場する場合

当該IC定期券のSF残額から高速電車料金規程別表3に規定する1区の区間に係る高速電車料金を差し引くこと。

3 前2項の場合において、当該札幌圏ICカード又はIC定期券のSF残額が、前2項の規定により差し引くこととなる料金に不足するときは、当該不足する額を現金で支払わなければならない。

（委任）

第31条 この規程の施行に関し必要な事項は、事業管理部長が定める。

附 則

（IC定期券に係る乗継定期券の特則）

3 第15条第1項第1号ウ、第2号ウ、第3号ウ及び第4号ウの規定の適用については、当分の間、これらの規定中「別表3及び別表4」とあるのは、「附則別表2及び附則別表3」とする。

別表

交通事業者等	ICカード乗車券
北海道旅客鉄道株式会社	Kitaca
株式会社パスモ	PASMO
東日本旅客鉄道株式会社	Suica
東京モノレール株式会社	モノレールSuica
東京臨海高速鉄道株式会社	りんかいSuica
株式会社名古屋交通開発機構	マナカ
株式会社エムアイシー	manaca
東海旅客鉄道株式会社	TOICA
株式会社スルッとKANSAI	PiTaPa
西日本旅客鉄道株式会社	ICOCA
福岡市交通局	はやかけん
株式会社ニモカ	nimoca
九州旅客鉄道株式会社	SUGOCA